

平成29年 第7回

教育委員会定例会会議録

平成29年7月10日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2476号

平成29年第7回定例会

日 時 平成29年7月10日（月） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第49号 港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第51号 港区学校情報化アクションプラン策定方針（案）について
- 3 議案第52号 港区幼児教育振興アクションプログラム改定方針（案）について
- 4 議案第53号 港区スポーツセンターの臨時休館及びプールの休止について
- 5 議案第54号 港区教育委員会事務局職員の人事異動について

日程第2 協議事項

- 1 平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成29年度港区立中学校合同学校説明会について
- 2 後援名義等の6月使用承認について

- 3 生涯学習推進課の6月事業実績について
- 4 生涯学習推進課の6月の各事業別利用状況について
- 5 図書館・郷土資料館の6月行事实績について
- 6 図書館の6月分利用実績について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、田谷委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第49号 港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第49号「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」です。この件は前回臨時会で継続審議となった案件でございます。それでは説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項1「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料は教育委員会議案資料のナンバー1、ナンバー1-2、ナンバー1-3でございます。

初めにナンバー1-3をお手元にご用意ください。今回ご審議いただく内容でございますが、平成30年1月1日に開設いたします港区立郷土歴史館の運営に関して必要な規定を整備するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが参考として港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例の改正内容について、記載をしております。1の「改正内容」のところでございますが、(1)から(6)まで、施設の名称及び位置、休館日、開館時間、観覧料、区民無料開放の日、館の運営に関する業務のうち指定管理者に行わせる業務及び指定に伴う規定についてということでございます。

次に2の「条例改正により新たに規則で定める事項」についてでございますが、(1)から(3)まであります。(1)観覧料の設定に伴う観覧券の交付、減免の対象及び還付する場合の受付及び様式について、(2)区民無料開放を行う日について、(3)指定管理者の申請に関する受付、指定管理者の指定の基準、指定書の交付、指定の取り消しの際に使用する書類の様式についての規定ということでございます。

1枚お戻りください。今回の規則改正の内容でございますけれども、1の「改正内容」のところにありますように、大きく4点でございます。(1)規則の題名を「港区立郷土資料館条例施行規則」から「港区立郷土歴史館条例施行規則」に変更いたします。(2)観覧券の交付、観覧料の減免及び還付について規定をいたします。(3)「区民無料開放の日」について、2月11日(建国記念の日)、5月5日(こどもの日)、8月11日(山の日)、11月3日(文化の日)の4日間といたします。

(4)といたしましては、港区立郷土歴史館の管理運営を指定管理者に行わせるために必要な規定を整備するものでございます。

2の「施行期日」でございますが、1の(1)から(3)までにつきましては「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行の日から施行」することとしており、平成30年11月1日を予定しております。1の(4)につきましては、公布の日からの施行となります。

続きまして、資料ナンバー1の「港区立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について」をお手元にご用意ください。

1枚おめくりいただきまして1ページをご覧ください。初めに第1条におきまして第7条を第11条に改め、新たに第7条から第10条におきまして指定管理者制度の導入に関する規定を整備する内容でございます。第7条では「指定管理者の申請」について、1枚おめくりいただきまして2ページでございますけれども、第8条では「指定管理者の指定の基準」について、第9条では「指定書の交付」について、第10条では「指定の取消し等」について規定をしております。3ページから6ページは指定管理者制度の導入に必要な書類の様式となっております。

次に7ページをご覧ください。第2条におきまして規則の題名を「港区立郷土歴史館条例施行規則」に改めることとしております。また、第2条を「観覧券の交付」について、1枚おめくりいただきまして8ページの後ろの方になりますけれども、第3条におきまして「観覧料の減免」について、続きまして9ページ中程になりますが、第4条として「観覧料の還付」について、同じページ第5条で「区民無料公開の日」について、それぞれ定めております。なお11ページでは観覧料の還付に必要な書類の様式を規定しております。

資料ナンバー1-2をご覧ください。こちらは「港区立郷土資料館条例施行規則新旧対照表」でございます。上段が改正案、下段が現行となります。ご覧のようにまず指定管理者制度の導入に関しまして、必要な規定を整備する部分についてを第1条関係として規定をした後、ページをおめくりいただきまして8ページからは第2条関係といたしまして、名称、休館日、開館時間、観覧料について、規定をしております。

甚だ簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見をお願いしたいと思います。

○小島委員 無料公開の日が年4回と規定されていますが、この種の施設における無料公開日は、他の例からすると年何回ぐらいが普通なのでしょうか。

○図書・文化財課長 23区の例で申し上げますと、一番多い例で足立区が5月5日、5月18日、10月1日、11月3日のほかに第2・第3土曜日という規定をしている例がございます。それ以外の例でございますが、概ね1日から3日間の間ぐらいということで、一番少ないところが文京区と台東区になりますけれども、こちらは年間1日だけという規定をしているところがございます。

港区におきましては定期的に常設展示室の資料を入れかえるという考え方から、概ね3カ月程度に1回ということで、年4回設けさせていただくものでございます。

○小島委員 年何回ぐらいが一番いいのかよく分かりませんが、直感的に2か月に1回ぐらいでいいのかと思います。年に1回というのはちょっと少ないですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

○山内委員 これで無料公開の日が決まり、次にまた開館後それをどううまく生かすかということを考えていただければと思います。無料公開の日をつくと、その日に来てみんな満足で終わりということでは問題なので、普段郷土歴史館に来ない人たちが無料公開の日に来て、そこで展示を見ることのおもしろさをうまく知ってもらって、その後また自ら周りの人と一緒に来てくれるようなきっかけをつくることが大事になります。そういう意味で日頃来ていない人が展示を見るおもしろさに気づいてくれるイベントを、そういう日にどう仕掛けるかということが一番大切だと思いますので、ぜひ開館後に向けて、そういうこともお考えいただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第49号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第49号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第51号 港区学校情報化アクションプラン策定方針(案)について

○教育長 次に、議案第51号「港区学校情報化アクションプラン策定方針(案)について」説明をお願いします。

○庶務課長 では、審議事項2の議案第51号「学校情報化アクションプラン策定方針(案)について」ご説明をさせていただきます。今回策定をいたします学校情報化アクションプランは、現行の平成26年度から29年度までのアクションプランの次期計画といたしまして、平成30年度から32年度までを期間として策定いたします。本日は計画の策定に当たりまして、方針(案)をお示しさせていただきます。

では、方針(案)の構成についてでございますけれども、まず1番目で、教育における情報化の状況として、社会的な背景を捉え、国や東京都の動向を注視しております。2番目、2ページ目になりますけれども、2番目の「港区情報化アクションプランの目的及び位置付け」におきまして、このたびの策定における目的、位置づけをお示しし、「計画期間」については3番目でお示しをさせていただきます。4番目につきましては「これまでの取組と今後の課題」を踏まえた上で、5番目の策定に当たる基本的な目標、3本の柱として方向性をお示ししております。

では内容でございますけれども、お戻りいただきまして1ページになりますが、「教育における情報化の状況」についてでございます。こちらについては、子どもたちが日常で当たり前のようにインターネットを利用する社会になっている一方で、インターネットを使った犯罪やトラブル、いじめといった問題が発生している状況、また近年の通信技術が発達していく中で、代表的なビッグデータ、それにオープンデータ、AI、IoTなどといったことについて、今後さらなる活用が期待

されていることをお示しさせていただいております。それぞれの用語の説明につきましては最終ページに記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

(2)においては国の動向として、新学習指導要領の重点項目とされているプログラミング教育の実施で、(3)で東京都の動向といたしまして、この同じくプログラミング教育を始めとするIT人材の育成に向けた指導方法やカリキュラムの検討が進められていることを踏まえた上で、本計画の目的、位置づけの2ページにつなげております。

では、2ページ目でございます。本計画の目的は、学習指導要領にあります主体的・対話的で深い学びの実現や子どもたちの情報活用能力の育成、そして校務の効率化を目指すことで、より教員が子どもたちに向き合う時間を確保できるようにするため、学校のICT環境を整備し、安全に使用するためのセキュリティを確保していくこと、ICTを効果的に活用して「学校教育の質の向上」につなげることを目的としております。

(2)の位置づけでございますけれども、こちらは港区の「基本計画」や「港区教育ビジョン」などに示されております区の将来像を実現するための情報化分野における行動計画としており、前期の現行の計画の施策を引き継ぎ、改めて、区長部局で作成している「港区情報化計画」などとも関連し、計画の内容と整合性を図っていくということにしております。

対象とする組織でございますけれども、こちらは港区立の幼稚園、小中学校、教育センター、つばさ教室としまして、情報システムについては児童・生徒、教員、事務職員が使用するICT端末を始め電子黒板、プロジェクタ、実物投影機等、これらの機器が接続するネットワークと利用しているソフトウェア環境、全てを対象としております。

計画期間につきましては冒頭でお伝えいたしましたとおりで、平成30年度から32年度としており、港区の基本計画等々が6年間の計画期間として中間年で見直しを行っていること、それに情報の通信技術においては進歩が早いことから、最新の動向を的確に捉えて、迅速に反映することができるようにということで、3年間の計画としております。

4番目につきましては、「これまでの取組と今後の課題」についてでございます。これまで小中学校で計画的にタブレット端末を導入いたしまして、全小学校には電子黒板を配備してまいりました。中学校への配置については今後の課題となっております。今後の課題につきましては、これまで導入した機器をいかに有効に活用していくかという視点のもとで、新学習指導要領を踏まえた授業の充実に向けて、教員がICT機器の活用能力を向上し、さらには教員の負担軽減につながるような有効性も重要な課題としております。また配備した機器を円滑に活用できるよう、通信環境の整備が優先的な課題と考えております。

では、3ページ目の5番になりますけれども、本計画策定の方向性でございます。学校教育推進計画に掲げる目指すべき子どもの姿「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」の実現に向けて、3本の柱を掲げております。

まず1点目でございますけれども、「新しい時代に必要となる資質・能力を育む、ICTを活用した『主体的・対話的で深い学び』の実現」でございます。こちらは新学習指導要領に基づいて知識の理解の質を高め能力を育むということで、何ができるようになるかということを確認にできるよ

う、知識の理解の質を高めていくことを掲げております。そのため、デジタル教科書や教材を活用することで、学習への興味・関心を深めて自らの学びを促進していくこと、そして授業ソフトを活用してペア学習やグループ学習等に広げていきながら、意見交換を促進し、対話的で深い学びの実現を目指してまいります。また適応指導教室、特別支援学級、それから通常の学級で特別な配慮を要する児童・生徒にも効果的な活用が期待できるということから、より個に応じた指導の充実も目指してまいります。

2番目でございますが、こちらは教員の部分に当たります。1番目は子どもを主体としておりますけれども、2番目につきましては教員の部分でございますが、「教員のICTを活用した指導力の向上と、校務の効率化による児童・生徒と向き合う時間の創出」ということで、次期計画においてもICT支援員の授業支援を継続いたしまして、教員の授業の創意工夫やICT教材の改善につなげ、教員の活用能力を向上させていくこと。そして校務支援システムの活用をより充実させていくことで、今課題となっております教員の負担軽減を図りたいと考えております。

3点目でございますけれども、おめくりいただきまして4ページです。「日常的に活用できるICT環境の整備と教育情報セキュリティの確保」ということで、まずはこれまで配備したICTの機器が効果的に使用できるようにLAN環境等のインフラ基盤の整備と、29年度中に文部科学省から提示されます「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、教員、児童・生徒が安全安心にICTを利用できるセキュリティ体制の整備についても、計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

6番目は検討体制とスケジュールについてでございます。策定に当たりまして教育情報化推進会議、教育長を委員長としておりますこの会議を頭といたしまして、その下部組織として学校情報化アクションプラン策定部会を設置し、関係職員、区立小中学校長・幼稚園長とともに検討をしております。

スケジュールにつきましては本日策定方針をご決定いただきましたら、この夏休みの間に学校職員にヒアリング等のアンケートを実施いたしまして、11月には素案のご審議をいただき決定をいたしたいと思っております。決定後、区民意見を募集いたしまして、30年2月の本計画の決定に向けて、庁内の機関、議会、庁議等に諮らせていただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問ご意見お願いいたします。

1ページ目の1の(1)のところで、数字が出ていますが、これは、何の調査に基づくものなのかを書かないと、よく分からない数字になってしまうので、元になった調査を記載してください。こういった調査で、こういう結果が出ているとしてもらえますか。

それから、アクションプランの計画期間が後で出てくるので、2の(2)や2の(2)で出ている基本計画と情報化計画の年度を入れておいてください。

さらに、4番に「これまでの取組と今後の課題」というのがありますが、最初の4行の現行アクションプランのこれまでの取組にハード系のことしか書いていないですね。重要なのはこういったハードを入れて、結果、ソフト面がどうなったのかということであるので、そこは加筆しておい

てください。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今申し上げようとしたことを教育長が言ってくださったのですが、やはり単にIT機器を入れるということとか、あるいはどれだけの時間を使ったかとか、それが目的ではないのだと思います。ですからどういうふうにするかというところを今後の検討の中ではよくお考えいただけるような形が出ればいいのではないかとはいいます。

分かりやすい例を挙げると、タブレット教材一つとってみても、例えば地図を見るのにタブレット教材が本当にいいのか。例えば最近山登りをするときにiPadとかスマホの地図で山登りをしてしまうという人たちがいるという話がありますけど、では本当にそれでいいのか。例えば子どもで言えば2万5千分の1とかの地図を持って歩く方がよっぽど空間の認知能力とか、情報を読み解く、地図を読み解く能力というのは身につくわけです。あるいは昆虫一つとってもデジタルのところであたかも物を見つけるよりは、図鑑をめくっている方がよっぽど分類学の体系までが自然に目に入ってくるかですね。つまり特に子どもの年代の場合に、そういう本当の教育機能、認知能力とかを高めるためには、必ずしもそれを使う方がいいかというところではない場合もあるわけです。どういう場合に電子教材を使うのがよくて、どういう場合逆にアナログの方がいいのか。一番大事なのは将来ますますIT化が進む中で、本当に生き抜く能力を身につけさせるということですから、どういう形で使うのがいいのか、逆にどういう場面は紙の教材の方がいいのかということ、丁寧に考えるということが必要になるのだと思います。

ですから、単にどれだけ使ったかが目標にならないように、この資料の中でも深い学びとかあるいは有効な活用とありますが、本当の意味での有効な活用になるように、そういうこともお考えいただけたらいいのではないかとことを思いました。

もう一つは今後、情報モラルの話がありますけれども、それだけではなくてネット依存のような問題がかなり出てきていますので、そういう意味では色々な情報社会の中での適切な使い方についての家庭への啓蒙と言うのでしょうか、そういうものも含めて、教育の中で考えていただけるとよろしいのではないかとことも思いました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 ICTを有効に使って学校の授業内容をレベルアップするとか、先生方の負担を軽減するとか、最終目的としてはそこにつなげなくてはいけないのですが、そうするためには学校現場も教育委員会も、みんながどういうふうに行ったらそういう目的を達成できるのか、議論を深める必要があると思います。そうすることによって、子どもたちの学力アップや生きる力が身につく、先生方の負担の軽減にもつながると思います。

○指導室長 学校現場は、とくくと非常に難しいのですが、今、端的に行われているものとしては、例えば授業時間に先生がいちいち言葉で何か説明をしていて時間が長かかってしまって、子どもが考える時間が減ってしまうというようなものが、ポンと図が出ることによって5分かかっていたものが1分で一目で子どもが認知して、その間別の考えを共有するとかそういった時間に使うというのが、今効果があらわれつつあるものです。

なので、能力を育成するとなると、またちょっとそこまで行っていないのですが、もう一つの考え方として、今までですと色々な意見が、例えば子どもたちがタブレットを配られて自分の意見をそれぞれ書き込みますよね。例えば5分間かかって書き込んだ意見を共有するのに、一人ひとり発表していると、A君、B君、C君、D君と行くと何分もかかります。ところが、それぞれ書き込んだ意見がAIによってパッと、こんなところがキーワードになっていますよというのが出てくるのが、さっき出てきた授業支援ソフトです。そうすると「今、出てきているキーワードはここです」ということで、その出てきたものをうまくICTの力を活用して、時間を短縮して、そこから深く考えていく時間を確保するというような使い方をする。

そういったものが今現状としてできるもので、山内先生のおっしゃるような認知能力とか、脳科学的なところをどうするかということについては、もう少し研究を深めていかないといけないですし、その脳科学の部分が教員の方は伸びてきているかと言ったら、現状としてはそこまで来ていないと思います。その研究の部分についてはこれからますます必要なことだろうし、今東大の先端研等がかなりやっていますので、例えば個別の指導の中で、LDの児童に漢字を覚えましょうということで昔の先生だったら「百回書けば覚えるよ」と言いましたけれども、LDの子に「百回書きなさい。」と言ったら拷問でしかないですね。

だからそれを、私の教えた学校でもあったのですが、その子はすごく運動神経はいい子なのです。コンピュータ上で、ずっと書かれていく字を見ているとその字の書き順を覚えていくことができる。だから、その子に適した表示の仕方とかそういったものは、ICTでできるのです。でも、教員というのは経験上それを何となく今までのスタイルでやりがちですが、そういったところで国全体の研究が進めば、まさに子ども一人ひとりに応じた学習の仕方を提供できるという可能性は極めて広いものなので、そのようなことが現状でございます。

○小島委員 やはり具体的に色々詰めていかないと、我々は観念的に説明されても、分かったようなつもりで実際はよく分からないということになります。今のお話はなかなか興味深いお話ですね。

○指導室長 それがこの計画の文章に入れるというのは、非常に困難なのですけれども、そういう現状がでございます。

○山内委員 今おっしゃったようなことを全部入れるというのは難しいわけですが、そういう問題意識をどう後ろに持ちながら、こういう議論ができるかということだと思います。

○小島委員 そうですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第51号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第51号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第52号 港区幼児教育振興アクションプログラム改定方針（案）について

○教育長 次に、議案第52号「港区幼児教育振興アクションプログラム改定方針（案）について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第52号「港区幼児教育振興アクションプログラム改定方針（案）」について、ご説明をさせていただきます。それでは、議案資料のナンバー3をご用意いただきまして、こちらで説明させていただきます。

それでは、かがみ1枚おめくりいただきまして、1ページ目をご覧くださいと思います。まず、1ページ目項番1なのですが、中程（2）のところで、前提のところをご説明させていただければと思います。

こちらの計画なのですけれども、幼児教育の一層の充実を図るために、平成27年3月に、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間として策定しているということがございます。こちらの計画の中であらかじめ中間年、平成29年度に見直しを行うということが位置づけられておりますので、それに基づいてこのたび見直しに着手をさせていただくということになっております。

もう一つ、本計画の特徴的な部分ということなのですが、引き続きこの（2）の3行目途中から続きますけれども、このアクションプログラムなのですが、公私立幼稚園の相互協力と連携のための条件整備を含めた幼稚園全般に関する項目、これを総合的な観点から行動計画として示すということになっておりまして、公私立幼稚園がともに取り組んでいくことを位置づけているというところが大きな特徴となっております。

それでは、1ページの最初の方にお戻りいただければと思います。まず、項番1です。「幼児教育を取り巻く現状」というところの（1）「国等の状況」でございます。国等の状況といたしましては、つい先日平成29年3月に幼稚園教育要領の新しいものが告示されまして、平成30年度から実施するということになっております。この要領の中では「小学校の先生との意見交換」であるとか「合同の研究の機会を設ける」などをして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図り、「幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが求められています」としています。

このほか、東京都におきましてはオリンピック・パラリンピックの教育の実施方針を策定しておりまして、こちらでは体力の向上であるとか国際理解などの、オリンピック・パラリンピック教育を推進するということとしております。

続きまして（2）「港区の状況」でございます。区では「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、あらかじめ定めた量の見込みに基づいて、計画的に施設の充実などを進めているほか、「小学校入学前教育カリキュラム」を策定し、これを活用したり、公私立幼稚園・保育園を対象とした合同の研修会などを実施するなど、さらなる充実を図っているというようなことでございます。

次に下から5行目からですが、一方で人口に目を向けますと、ご存じのとおり人口の増加がかなり進んできているということがございます。出生数についても平成16年から見ますと平成27年で倍以上となっており、合計特殊出生率も23区トップということになっております。また年少人口

につきましても、将来的に増加が見込まれているということでございます。

続きまして2ページ目へお進みください。このような状況のもとで特に3歳児では受け入れ数が不足するという推計も出ておまして、その辺の対応が必要であるというような現状がございます。

続きまして、項番2「幼児教育振興アクションプログラム改定の方向性」ということでございます。改定に当たりましては、今申し上げた現状を踏まえながら改定をしていくわけでございますが、現行計画で位置づけている六つの基本方針というのがあります。「小学校入学前教育の充実」「幼稚園就園を希望する幼児を受け入れるための環境整備の推進」「公私立幼稚園較差の是正に向けた取組」「安全安心対策の推進」「子育ての支援の充実」「国際化に対応した取組」この六つの基本方針を継承しつつ、その下にある取組については、さまざまな要素を踏まえ、改定をしていければと考えております。ちょうど、現行の六つの基本方針を意識した形で、六つの改定の方向性というのを示しております。

まず一つ目で、幼児期の育ちと学びが、小学校以降の自ら学び・考え・行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、小学校入学前教育の充実に取り組みますという方向性がありまして、この中の一つ目といたしましては、その教育プログラムの改定の中でも、その地域に、広く社会に関わられた教育課程の実現というようなことですか、幼少の連携というようなことが位置づけられておりますので、この辺を意識して幼稚園間だけではなく小中、特別支援学校などとの連携のほか、幼稚園から小学校の円滑な接続ということで合同研修会などを行うことで幼稚園と小学校の連携を強化していくことを位置づけ、まとめられればと考えております。

次に丸の四つ目でございますけれども、こちらもさまざまな地域の資源を活用して、さまざまな体験教育であるとかそういったものを充実させるというようなことで、これまでも学校支援地域本部ということで、特に小中においては活用が進んでいたかと思っておりますけれども、これをさらに公私立幼稚園にも広げていければということも位置づけていければと考えています。

次、二つ目ということで、幼児人口の著しい増加に対して、安定的に幼児教育の環境の充実を図るため、幼稚園就園を希望する幼児を受け入れるための環境整備を推進しますということでございます。こちらは特に人口の増加といった大きな変化がありますので、この辺を踏まえつつ、一方で私立幼稚園の動向もございますので、公私立幼稚園連絡協議会といった既存組織の中でも、こういった体制、定員を設定していくかというようなところを盛込みめればと思っております。

次に、3ページ目の方へお進みください。方向性の三つ目ということで、保護者の負担の公平性を図るため、公私立幼稚園格差の是正に向けた取組を推進しますということでございます。こちらも現状進めておりますけれども、公立の保育料の問題ですとか、将来的には幼児教育の無償化というような動きもあり、こちらは最終の到達点がまだはっきりしておりませんが、こういったところを踏まえ、引き続き公私較差について、私立幼稚園の保護者の負担軽減といったところを、どのように実施していくかというようなところを盛り込めればと思っております。

次に、方向性の四つ目です。首都直下型地震や暴風雨などの自然災害への対策、安全安心の推進ということでございます。こちらでは「防災計画」「危機管理マニュアル」の策定ということでございます。公立などでは既に一定程度統一したマニュアル等の策定に当たってはございましたけれども、

まだ、必ずしも公私立で統一されていないというような状況もございますので、最低限必要なものは一定程度統一されてあった方がいいだろうということもございます。これをどう進めていくかというところを計画の中に盛り込めればと考えております。

次に、方向性の5番目です。こちらは、幼児の健やかな成長のため、地域の幼児教育センターとして、地域や家庭の教育力の向上を図っていくということもございます。これも園庭開放について、地域の方が利用できるような機会を増やすというようなこともありますが、現行も既に16時半までの預かり保育を増やしてきたという経過がございますけれども、この辺についても前提として、単に就労支援というよりはあくまでも教育的な施設、幼児教育というようなところの趣旨はしっかり残しつつ、預かり保育がさらに充実していく方向性を、本計画の中に入れていければと考えています。

最後に、方向性の六つ目でございます。国際色豊かな港区の特性を生かして、国際化に対応した取組ということでございます。一つは、共生社会というようなところで、国際化だけではないのかもしれないですが、特に外国の人たちの、国籍の違いを問わず、国籍が違えば文化も違うというようなところを理解し合える、認め合えるような子どもになってもらうというようなところを、取組として位置づけられればと思っています。

もう一つですが、こちらはオリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えておりますので、ここで自国の歴史や文化、国際理解、これらを深める取組が盛り込めればと考えております。

最後に4ページ目でございます。項番3ということで、改定に当たってということもございます。

(1)の「検討体制」でございます。ここでは「幼児教育振興アクションプログラム検討委員会」を立ち上げ、こちらを中心に検討を進めていければと考えております。それに先程も少し触れましたように、公私立幼稚園の取組をそれぞれ位置づけているというような特徴的なものがありますので、この検討委員会だけではなく、既存の組織として「公私立幼稚園連絡協議会」がございますので、こちらとも連携をして、そこでの議論といいますか、そこでの協議といったものも間に入れながら検討を進めていくということで、今進めております「学校教育推進計画」を初めとした五つの計画とは、スケジュールが若干変わっているというような状況がございます。

(2)は「改定スケジュール」でございます。改定方針をご決定いただいた後、検討会等で審査を進め、素案を決定するに当たっては、素案の中身について、教育委員会でご議論をいただきまして、その後、区民意見、パブリックコメントを行った後、年明け、年度末に向けて最終的に決定できればと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問をお願いします。

○小島委員 4ページが一番最後のところなのですが、港区幼児教育振興アクションプログラム検討委員会で幅広い検討を行いますということなのですが、この検討委員会のメンバーは前にお示しいただいていたのでしょうか。

○教育政策担当課長 検討委員会のメンバーにつきましては、明確にお示しはしていません。

○小島委員 私も記憶で「ああいう人かな」と想像したら、聞いていたような気がしたので、何か

の折にこの検討委員会と公私立幼稚園連絡協議会の委員の先生方を、教えていただければと思います。

○教育長 名簿があったら教えてください。

○教育政策担当課長 もう名簿はありますので、お配りします。少し待ちください。

○小島委員 それで、これもほかの計画と同じように平成27年から32年でしたか。中間年で検討をして、この幼児教育振興プログラムも見直すということでしたよね。

今まで検討してきた中でこんな点が主な問題なので、後半の3年については、ここらを特に改善したいとかやりたいという点はどんなものですか。

○教育政策担当課長 いくつかございますが、一つは既にやっているところではあるのですが、入学前教育の充実という分野においては、特に幼稚園から小学校への適切な接続ですとか、幼小中というようなくくりでアカデミーというようなものもございますので、そういったものをさらに生かせるような連携が必要かなというところもございます。

それに、取組というよりは現状を踏まえたところについてですが、特に著しく人口が増加しているというところでもあります。そういったところも見えていかなくてはいけないのですが、一方では保育園の需要というものが非常に伸びてきているというところがございます。こういったところをどの程度見極めて、幼稚園の定員を設定していくかというようなところが課題かなと思っています。

○小島委員 この幼稚園の問題は教育政策担当としては非常に大変な問題だろうと思っています。教育政策担当は教育の一番根幹の施策をやるので、非常に難しい問題が多い。今のお話を聞くと幼児教育というか幼児の関係全体で、教育委員会として、保育園との関係やその他についても、この幼児教育振興プログラムで、保育園との関係もきちんと、そこまで踏み込んでやろうということでしたか。

○教育政策担当課長 特に特徴的な内容として公私立幼稚園が相互で取り組む内容を盛り込んでいくというようなところがございまして、特に「幼児教育振興アクションプログラム」という名前ではあるので、当然そういう発想があるのだろうと思うのですが、計画の中身自体は、基本的には公私立幼稚園が取り組んでいくものというようなことで、現在位置づけているというようなところがございます。この現計画の間はあくまでも中心は公私立幼稚園の取組というようなところで、当然踏まえる要素としては保育ですとか、認定こども園の話も出てきておりますけれども、そういったものも踏まえていくというところですね。

一方で「子ども子育て支援事業計画」ではそういった幼保、当然それがもう一体となって計画ができておりますので、そちらの計画とも今後は、まだちょっと先かも分からないですけど、この改定後の計画がちょうど32年で終わりますので、その段階では何らか考えていかないといけないかなとは思っています。

○小島委員 そうすると幼稚園、保育園や認定こども園など、全体をにらんだ子育て支援を今後考えていかなくてはいけないので、教育委員会だけではなく、区長部局の子ども家庭支援部と協同して、色々施策を考えていかなくてはいけないということになりますよね。

それから、公立幼稚園と私立幼稚園では今までいわく言いがたい色々な問題がありましたが、お

互い共存共栄の精神で、公立幼稚園は私立幼稚園の経営を圧迫してはいけないことは当然だし、お互い助け合って今後やっていきたいと思います。幼稚園の需要については、今後幼児人口が大きく増加するので、保育園に行く方もたくさんいますが公立私立の幼稚園に入りたいというお子さんの数が増えることは間違いないわけですね。そこをどうするのか。

特に3年保育の3歳児で幼稚園に入りたいという子どもを、公立私立全体で受け入れる。国も幼児教育が大事だということを今力説していることだから、3歳で幼稚園に入りたいという子どもたちを公立で全員受け入れられるように持つていくためにはどうしたらいいかということこの点は、もちろん従来から議論しているところですが、何となく公立だ私立だということで、話が不十分ではないかと。やはり教育委員会としては子どもたちの教育を所管しているのだから、3歳児で幼稚園に入りたいという子どもたちを全員、公立なり私立で受け入れるという強い決意のもとにやっていかないと、毎年毎年入れない子どもが出てきてしまうということになるので、そこら辺を特にお願いしたいと思っております。

○教育政策担当課長 特に3年保育につきましてはハード面の充実が伴うようなこととなりますので、その辺は急速にという大げさかもしれないですが、広げてきた、増やしてきたというところはございます。今後もこの先の3歳児の需要などもよくよく見極めて、公立私立の幼稚園のこれまでの経緯としてそういったものも十分踏まえて、前提として一つは区で強くそういうふうに進めていきたいという思いがないと始まらないと思うのですが、それに加えて私立幼稚園の理解というものも必要なのだなど、まだ3カ月しか在任していない中ではかなり強く感じているところですので、私立幼稚園ときっちり対話をしてご理解いただいた上で進めていければと思っております。

○小島委員 3歳児で幼稚園に入りたいという子が、公立なり私立、いずれかで全員が入れるようにしてあげるのがやっぱり幼児教育では大事だと思うのですね。そうしなくてはいけないと思うので、そのために教育政策担当には頑張っていただかなければいけないと思っております。要望です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 今、小島先生もおっしゃった3歳児で極力そのニーズに応えたいということで、このアクションプログラムの白抜きの2番のところで「ニーズを的確に把握し」というところと、需要を細かく捉えて供給バランスをと、その辺はどういうふうに調べるか、施策として実施されていくのかを教えていただきたいのですが。

○教育政策担当課長 今後の見通しというところでございますけれども、一つは3年保育なのですが、公立についてはもう実施していないところの方が少なくなっているようなところがございます。もうピンポイントでそこをやるかやらないかというところにおいて、一つはその園と直接話をしてそのニーズをつかむというのがございます。それに、今集計中なのですが、アンケート調査も実施しておりますので、その結果を参考にできればと思っております。

それともう一つは、これは連絡協議会にお示しして議論する議題にもなるのですが、区では毎年人口推計をもとに幼稚園の需要数を推計し、それをもとに施設整備につなげていくというようなことをしておりますので、まさにその推計をもとに増やしていければと思っております。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 今年も幼稚園の入園式に伺わせていただいて、3歳児の入園率が非常に高い、子どもの数が多い、3歳児の需要が高い。3年保育ですが、その需要が高いということは十分承知していますので、その辺はあわせてぜひとも強力で推進していただきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 1ページの下の方、下から3行目なのですけれども、合計特殊出生率というのはどういふものなのでしょうか。教えてください。

○教育政策担当課長 15歳から49歳までの女性の出生率を合計したものということで、1人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当するということで、港区は平成27年、平成26年は23区で一番ということなのですけれども、出生率は1.44ということでございますので、一生の間で1.44人のお子さんを産むということでございます。全国平均ですと平成27年で1.45、東京都ですと26年ですが1.15といった数字になっております。

○教育長 27年は国に近くなりましたが、28年は国を超えませんでしたか。

○庶務課長 28年は港区の速報値は出ているかもしれませんが、国はまだ出ていません。国は大体12月から1月ぐらいになるかと思います。

○教育長 薩田委員、それで合計特殊出生率の説明はよろしいですか、理解していただきましたでしょうか。

○薩田委員 何となく。

○教育長 もう少しかみ砕いて説明してください。

○教育政策担当課長 合計特殊出生率は一定の年齢の範囲の中でその女性が子どもを産む数ということで、2人に満たない数字ということです。

○教育長 よろしいですか。

○薩田委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 人口の予測というのは非常に難しいと感じますね。実際今まで、前回の計画をつくる時、あるいはその前から、大体予測に対してどの程度、実態の乖離が出ていますかというのが最初の質問です。

○教育政策担当課長 こちらのまず過去の推計と申しますか、定員の設定なのですけれども、政策創造研究所の方がつくっている人口推計というのがございまして、それをもとに、人口の伸びていく割合を現状の定員ですとかそういったものに掛け合わせて、基本的に増やしていくというようなところでございまして、はっきり言って人口推計の方にかなり依存しているというのが実態でございまして。

過去の人口推計と実態との差というのがどの程度あったかというようなものが、ちょっと手元に資料がございまして、確かにそのとおりになっているとは思っておりませんで、推計では実際よりも若干人口が少なく出てきているというようなところはあったかというように記憶しています。例えば29年度、今年度で行けばですね。

○小島委員 幼、小、中の幼児、児童、生徒の人口推計はなかなか難しい面があり、細かい数字をその都度修正せざるを得ない状況にはあります。

○山内委員 そういう意味ではどう予測の精度を上げるのかとか、あるいは幅を持たせるかというのが今後鍵になるのだと思うのです。当然なさっていることだとは思いますが、例えば出生率の数字は出ていますけれども、おそらく出生率が増えているだけではなくて、子どもが生まれてから共働き世帯が港区に流入してくるというのが結構多いだろうと思いますし、そういう細かい動きも見ながら幅を持たせて考えていかないと、ずっと過小な見積もりを繰り返すことになると思います。これは非常に難しいテーマですけれども。

○教育政策担当課長 今年度も公私立幼稚園連絡協議会で推計のお話をしたのですが、これまでは比較的人口推計に忠実に、人口が増えていけばその割合に比例して定員を増やしていくというような考え方があったのですが、今回からはある程度保育園需要の伸びというところが顕著なものですから、そういったものもある程度加味して、単純に急速に幼児人口が増えていくからといって幼稚園の需要がそのまま比例して伸びるかというところは、必ずしもそうではないのかなというところもありますので、そういった部分を加味して定員の設定をしていくというようなことは考えています。

結果的にその辺の見極めを誤ってしまうと、最終的にめぐりめぐって、私立幼稚園に定員の影響を与えてしまうということにもなりかねませんので、そういったことは配慮していかなければならないと思います。あとは傾向として、保育園需要の伸びというものもあるので、区内全体を見渡しますと、抽選になってしまうところもあれば逆に定員割れしてしまうところというのもあるとあって、それを全部満遍なくならずと概ね足りているというような数字も出てきました。一方で地域を見ていくと、やはり地域によっては不足しているところもあれば、逆に十分足りているところもあるので、今後はその辺もきちんと見極めて、必要なところに定員増をしていくというようなこともしっかりやっていかなくていけないとは考えています。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

こういう計画については学識経験者の方が入った会議や庁内の職員による検討組織で議論していきますが、4ページ以降に「公私立幼稚園連絡協議会とも連携して」という言葉があります。このアクションプログラム策定に当たってどのような連携を図っていくのですか。

○教育政策担当課長 具体的にはっきりしているものとしては、検討委員会にこの内容を諮っていくわけですが、そこに諮るに当たって一つは連絡協議会からも内容等々のご意見をいただいて検討委員会に臨んでいくというような、節目節目ではそういう手順を入れていくというようなところでしたり、連絡協議会で毎年行っていく議論として、議題が決まっておりますので、そこで話されたものというのは確実にアクションプログラムの中に盛り込んでいくというようなところ、こういったところが主にこの「連携」ということになります。

○教育長 協議会と協議していくことは必要だと思うのですが、何をどう連携するのかということです。

○教育政策担当課長 メンバーですが、この私立幼稚園連合会はおっしゃるとおりです。設

置要綱でも規定していますが、検討委員会は学識経験者の先生にそれぞれ委員長、副委員長となっ
ていただきまして、主にそういった専門的な知見から計画の内容を見ていただく、ご意見をいただ
くというようなところが、検討委員会としての大きな要素の一つかなと考えております。

○**教育長** 内容としては、公立だけではなくて私立も含めたアクションプログラムになっているの
で、その検討委員会に私立幼稚園連合会から入ってもらうのはいいと思います。アクションプログ
ラム策定に当たって、連絡協議会と検討委員会の役割分担を明確にすべきということです。アクシ
ョンプログラムの内容は公私に係わる内容が大きな部分となっているので、連絡協議会とメンバー
は同じだとしてもここで色々協議し、次にその協議内容を学識経験者も入っている検討委員会に上
げ、そこでまた違った意見をもらうので、メンバーは連合会と同じだけれども、そこで改めて協議
をする、あるいはここで決定するというように、それぞれの会議体の位置付けを明確にして決めな
いと、「連携」という一つの言葉ではよく分からないということです。

○**教育政策担当課長** おっしゃるとおり事前に、実際に進めていくに当たってはこちらの公私立幼
稚園連絡協議会で、こちらの方はそれ以外にも毎年議論していくテーマがございますのでそれも行
いつつ、この改定に当たってのお話も、ご意見もいただいて、こういったものをまず前提にして、
この検討委員会に臨んでいくというような形ですので、そこでは改めてこの学識経験者の先生方の
意見も踏まえて改定の方向性といいますか改定の中身を決めていくというような、そんな手順にな
っています。

○**教育長** 実際に検討委員会の下部組織に位置づけていないので、表現は難しいと思いますが、位
置づけをきちんとしておいてほしいのです。この連絡協議会での議論は非常に重いものであると思
うので、丁寧にこの場の議論をやってほしいと思います。先ほど小島委員から話が出たように、例
えば3歳児保育ということに関しては公私立ともに、一緒に受け入れを考えていけなければいけな
いことです。その結果としていいアクションプログラムになるのではないかと思います。

それから、4ページの最後の(3)ですが周知方法云々という、改めてこれを書いている
と思うのですが、この(3)というのは、ほかの計画等には記載がありましたか。

○**教育政策担当課長** これは今、少し先行して進めております学校教育の計画ですとか、そういっ
たものには入れさせていただいています。

○**教育長** 入っているということですね。

○**教育政策担当課長** 改定計画の周知方法が入ってまして、そこは合わせたというところです。

○**教育長** 分かりました。先ほどの学校情報化アクションプランには入っていなかったの
ので。逆に、今回重要だと思うアンケート調査とかヒアリングについては学校情報化アクションプランに入っ
ています。これは学校教育推進計画の調査結果を生かすという意味で理解していいですか。

○**教育政策担当課長** ご指摘のとおり、主に幼小中という形で年齢区分を三つに分けて行いま
したので、その結果についてはこの計画にも活用するというようなことで考えております。

○**教育長** それはどこかに書いておいてくれますか。だからスケジュールには入らないとい
うことですね。

○**教育政策担当課長** そうです。

○教育長 それはお願いします。

○教育政策担当課長 説明のときに飛ばしてしまったので申し訳ありませんでした。この改定方針の中に書いてあるとすれば、2ページ目の項番2のところの中程、「改定の方向性」の帯の上のところ、「区のこれまでの取組の成果と教育環境の変化に伴う新たな課題」の次に「区民アンケートの結果等を踏まえ、以下の方向性」というようなことで、触れているとすればここになると思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第52号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第52号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第53号 港区スポーツセンターの臨時休館及びプールの休止について

○教育長 次に、議案第53号「港区スポーツセンターの臨時休館及びプールの休止について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区スポーツセンターの臨時休館及びプールの休止」につきまして、本日付議案資料ナンバー4を用いて、ご説明させていただきます。審議内容は「みなとパーク芝浦」の電気設備法定点検のため、港区スポーツセンターを臨時休館させていただくこと、また、安全点検での水抜きや清掃、各種補修工事等のため、スポーツセンターのプールを休止させていただくことについてです。

まず、臨時休館日につきましては、平成29年11月18日土曜日から11月19日日曜日までを予定しております。

休館の「理由」としましては、スポーツセンター等の複合施設である「みなとパーク芝浦」の電気設備法定点検を行うためでございます。

3番の「告示日」ですが、平成29年7月18日に告示いたします。

項番4の「利用者への周知方法」です。「広報みなと」8月1日号へ掲載するとともに、「港区ポータルサイト」「港区スポーツセンター」のホームページに7月18日に掲載いたします。また港区コミュニティ情報誌「キスポーツ」へは9月号に掲載する予定です。そのほか港区スポーツセンター内、また各地区総合支所等の窓口、みなとコールによる案内を7月18日以降行ってまいります。

次に、プールの休止について、「臨時休止日」の期間でございますが、平成29年10月23日月曜日から10月27日金曜日までを予定しております。

「理由」といたしましては、安全点検での水抜きや清掃、各種補修工事等を予定しているためです。参考に10月23日から27日の5日間の点検等の予定表を添付させていただいております。流れといたしましては排水、点検、清掃、給水また点検というような形を予定しております。

続きまして、「告示日」は7月18日を予定しております。

項番4の「利用者への周知方法」でございますが、先程の「みなとパーク芝浦」と同様、「広報み

など)、またホームページ、「キスポーツ」でのお知らせのほかスポーツセンター内でのお知らせ、総合支所窓口でのお知らせ、みなとコールによる案内等を予定しております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見をお願いします。

○小島委員 スポーツセンターの臨時休館は、毎年同じような時期に同じような作業をして、休館するという事でよろしいですか。

○生涯学習推進課長 平成27年、28年度も同じく11月の第3土曜日・日曜日にやらせていただきました。

○小島委員 分かりました。

○教育長 プールの休止についての方、言葉の表現ですが、記書きの2の「理由」のところ。「安全点検での水抜き」ではなくて、「水抜きによる安全点検、清掃、各種補修工事などのため」ではないのですか。

○生涯学習推進課長 安全点検を行うために水抜きを。

○教育長 そうですね。

○生涯学習推進課長 訂正します。

○教育長 ちなみに安全点検というのは、この予定表のどこに当たるのですか。

○生涯学習推進課長 点検には水なし点検と水あり点検とがありまして、このところで行きますと10月24日のサブと書いてあるのですが、サブは小プールを指しているのですがここで可動床を水なし点検するという事と、その他のところにも赤で「水無点検」がありますが、こちらもメインとサブを一緒にあわせて水なし点検をするということ、水を入れた後にも点検をするということで10月27日最終日、その他のところに「水有点検」ということで赤で表示されているかと思えます。

○教育長 例えば10月24日のサブのところは可動床水なし点検ですね。その他が水なし点検なのですけど、この「その他」が何だか分からないので、可動床水なし点検と水なし点検を並べていて、この赤の部分で何をやるのかということになってしまうので。

○生涯学習推進課長 床が動くような設定になっている可動床は、子ども用のプールだけなのでサブという形で、可動床の水なし点検と書かせていただいているのですが、その他の水なし点検といましては両方とも水を抜いた状態でプールの躯体の点検です。排水溝のねじですとかひび等が入っていないかの点検をさせていただきます。

○教育長 分かりました。このスケジュール表にはそこまで書かないと分からないですね。

○生涯学習推進課長 申し訳ございません。

○教育長 これは参考までに聞きたいのですが、備考の最後のところで「メイン・サブ同時に排水・給水はできません」と書いてありますけど、これ、給水はちょっと難しいかもなどというのは何となく分かりますが、排水もできないんですか。

○生涯学習推進課長 はっきりと確認できているわけではないのですけれども、大量の水があるので一気にやってしまうと排水溝に影響してしまうのではないかということです。

○庶務課長 それに水道に濁った水が出てしまったりということにもつながりますので。

○教育長 それでは、また情報提供してください。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 これも参考までに、このプールの点検作業というのは年に何回されているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 年に2回実施しております。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第53号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第53号につきましては原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第54号 港区教育委員会事務局庶務員の人事異動について

○教育長 次に、議案第54号「港区教育委員会事務局庶務員の人事異動について」は、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

(非公開審議)

日程第2 協議事項

1 平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

○教育長 次に、日程第2協議事項に入ります。「平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について」説明をお願いします。

○庶務課長 協議事項1「平成29年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について」、資料1でご説明をさせていただきます。

まず「協議内容」でございます。こちらにつきましては、点検及び評価の実施の目的となります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することで、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として、実施いたします。

「対象」につきましては、教育ビジョンに基づきます各5計画になります。個別計画になりますが「学校教育推進計画」「生涯学習推進計画」「スポーツ推進計画」「図書館サービス推進計画」「子

ども読書活動推進計画」の各計画において掲げる基本目標のもとに体系化された施策のうち、港区の特徴的・先駆的な取組や昨今の社会情勢を踏まえ、評価対象としてふさわしい施策を抽出いたします。評価テーマの数は概ね5テーマ程度としており、今年度につきましては6項目のテーマを抽出いたしました。後程ご説明をさせていただきます。

まず、「実施方法」でございますけれども、こちらは実施方法の概要を示させていただきます。施策を実現するため、平成28年度実施の主な事業から目的や内容、実績等を総括し、各施策に関する今後の取組の方向性を示すものといたします。

また前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い、当年度の報告書において取組状況を報告することで、評価をより効果的に活用してまいります。なお点検・評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験者から意見を聴取して、客観性の確保を相図っております。

平成29年度の評価委員は記載のとおり4名の方でございます。流通経済大学社会学部教授の小松先生、日本大学法学部・同大学院教授であられる岩渕先生、日本体育大学児童スポーツ教育学部教授であられる森嶋先生、明治学院大学心理学部教授の渋谷先生でございます。渋谷先生につきましては今年度でからございまして、ほか3名の方については昨年度もお引き受けいただいている状況です。

2ページ目でございますけれどもスケジュールになります。こちらについては3回の評価会議を開催いたしまして第2回、第1回目は既に6月に開催しております。評価対象の抽出ということでテーマについてご説明をさせていただきました。

第2回目につきましては教育委員会事務局のそれぞれ事業課で自己評価を行いますので、それを第2回のところでヒアリングを行っていただきます。こちらは7月の末を予定しております。各課と委員が意見交換をするという形とさせていただきます。

第3回目の評価会議は8月22日を予定しておりますが、こちらについては教育委員の皆さまと意見交換をしていただくということで、それぞれ評価委員から意見を提示していただき、その中で教育委員との意見を交わしていただくことを予定しております。恐れ入りますが、先ほど9月7日木曜日に教育委員会ということに直しましたので、こちらで点検・評価の決定をいたします。3回目のヒアリング、意見交換した後、評価委員さんが意見を表示した中で、点検・評価の決定をさせていただきます。10月3日の庁議で報告をし、10月下旬の区民文教等でご報告をした後区民に公表をさせていただく予定でございます。

先程実施方法についての概要についてはお示しさせていただきましたが、ここで手順についてご説明をさせていただきます。評価につきましては事業担当課における自己評価をまず行い、その後事業の概要や実績をもとに課題などを的確に把握しながら、目的の適合性、事業の効果・効率について5段階で評価をいたします。この自己評価について評価委員さんから意見を提示していただき、内容についてのヒアリングを行い、これらをもとに、それぞれ評価委員からの意見を記載するようになっております。その後、第3回のところになりますけれども評価委員の皆さんと、教育委員の皆さまとで意見交換を行っていただき、総合的に教育委員会として各施策に対する今後の取組の方

向性を決定していくという手順になっております。

A3の横形の資料でございますけれども、「平成29年度点検及び評価のテーマ(案)」ということで、今年度抽出しております今のテーマについて、ご説明をさせていただきます。

まず、「学校教育推進計画」から2本の施策のところでございますが、「豊かな心の育成」そして「特別支援教育の推進」を抽出しております。まず、この施策を選んだ理由でございますけれども、「豊かな心の育成」につきましては子どもの未来応援施策が実施されることに伴い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが今現在学校に入っておりますけれども、心のケアや相談体制をより充実させていくということから、この施策を選んでおります。「特別支援教育の推進」につきましては共生社会の実現に向けて、これまでも充実させてきておりますけれども、どの子どもにも同じ立場で学ぶ環境づくりや相談体制の充実を図っていくこと、また、平成28年度は特別支援教室を全小学校に設置いたしましたので、さらに支援体制を高めていくということから、この施策を抽出しております。

次に、「生涯学習推進計画」からは「学びの成果を生かす機会の充実」ということです。学びの成果として身につけた知識や技能を他者へ教えたいという意欲に応えるということから、生涯学習の講座提供事業「まなび屋」を実施しておりますが、これらのこれまでの取組を第三者の視点で評価していただきたいということから、この施策を抽出しております。

「スポーツ推進計画」におきましては「障害者のスポーツ活動の促進」でございます。東京2020パラリンピック競技大会に向けて、障害がある方がスポーツを行える環境を整備し、スポーツ活動を推進し、促進していくために、これまでの取組を第三者の視点で評価していただき、今後の施策推進につなげたいという理由からでございます。

「図書館サービス推進計画」につきましては「地域特性や利用者動向に応じた資料の充実」ということで、利用者の多様性に応じた選書を行うこと、選書基準を見直していくこととしております。平成28年度から検討準備を開始しており、また除籍基準が概ね5年間であるということから、新三田図書館の資料に関しても今年度から選書していく必要があるということの理由からでございます。

「子ども読書活動推進計画」につきましては「授業での学校図書館活用の推進」ということで、学校図書館の充実を図るため、平成29年度から学校司書の配置を実施しており、今後の学校図書館運営を支援することと、中でも特に学習センター機能を充実させていくことを目指していること理由から、この施策を選択しております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問があればお願いします。

○小島委員 今年の評価委員の先生なのですが、昨年度から1人お代わりになって、新しい方になったということなのですが、代わったのはどんな理由からですか。また、新しい方は心理学部教授となっているのですが、心理学のご専攻の方なのでしょうか。

○庶務課長 まず、代わられた方はこれまで学芸大学の柴田先生という方でいらっしゃいまして、

他区の教育委員になられたということで今回お代わりになされました。

今回の明治学院大学心理学部の渋谷先生につきましては、特に生涯学習の分野であるとか特別支援の教育の分野であるとか、そういった幅広いところで色々専門性があるということでしたので、お引き受けをいただきました。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 抽出テーマ、評価のテーマなのですが、各推進計画の中から1本ずつ、学校教育については豊かな心と特別支援の推進のところから一つずつということなのですが、豊かな心のところで「心のケアの充実」と「相談体制の充実」ということで、これは多分基本的なものかなと思うのですが、その次に特別支援教育ということで、もちろん違うのですが心とか、色々な面に問題を抱えた場合に、そういう方に対するケアをどう充実していくということで、やや似通っているかなという気もします。そこで今年は、来年から道德教育が教科化されて、今年、道德の教科書の採択をするということがあるので、そういうことから、道德についての全般的な内容と今までの教育の推進、今後のあり方等も踏まえて、何か道德教育の推進の中からテーマ選べばいいのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○指導室長 この施策を選んだ理由としては、子どもの未来応援施策ということですが。学級支援、子育て支援、就学支援といったもののために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心のケア体制を今まで以上に充実させたいというような、要件全体にかかるような施策があるので、そちらの方を選ばせていただいているというのが、今の理由でございます。

○小島委員 そちらも今、子どもの貧困で、その辺の対策をどうするかということは大きな問題になっているのですが、道德教育の教科化も今非常にインパクトの強い課題なので、そこら辺も興味を持っているものですから、どうなのかなと思って聞きました。

○庶務課長 今回につきましては道德教育というようなダイレクトなもの抽出はないのですが、この定期評価についてはまた今後教科書が新たに加わって活用していく中で、次年度以降で評価対象とするということも可能となりますので、十分検討してまいりたいと思います。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 既に第1回の評価会議が開かれていて、そこで評価対象の抽出もあったということで、そこでその評価対象をめぐってどんな意見が交わされたかということ、概要で結構ですので教えていただければと思います。

○庶務課長 特にこのテーマに関しては皆さんから具体的なお意見というのはなかったのですが、評価の部分に関してなのですが、評価については5段階の評価では行っているのですが、予定どおり事業が実施されていけば評価が3というようなつけ方をすることが評価基準としてあります。そこに関しては3であったとしても、普通であったとしても、どんなところが具体的に伸びているのか、やっぱり見えている部分はあるかもしれませんので、そういったところをきちんと明確にすることで、評価委員さんもその事業の内容が具体的に分かり、イメージが湧きますと

いうことでしたので、その辺は評価をする中で、きちんと記載等をしていきたいと考えております。

○山内委員 ありがとうございます。

○小島委員 従前の評価では3が圧倒的に多かったのですかね。多分3が多かったので、評価委員の方からそんなご意見が出たのかなと、今聞いた感じでは思います。

○庶務課長 特に問題がなければ3という評価になりますので、やはり3の評価は多かったと思います。その中で評価委員の方からこういったご意見をいただいたと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

では私から、これも要望なのですが、1ページ目の1の「対象」のところで最後の行の「各計画からバランスよく抽出」という、この「バランスよく」というのが別に「バランスよく」なくてもいいのではないのですか。

○小島委員 実際これ、バランス全然ないですよ。

○教育長 ここは入れなくてもいいのではないのですか。「各計画から抽出します」で。

先ほどの山内委員の質問に関連してなのですが、この1ページの1の「対象」のところに「評価対象としてふさわしい施策を評価テーマとします」となっています。6月23日に行われたのは評価対象の抽出ですが、この4人の評価委員が抽出したのは、この評価対象である施策を抽出したのか、それともこのA3のテーマ(案)というところでは、先ほど小島委員から話が出ていましたが、評価票の作成単位のレベル、施策を構成する事業を選んだのか。それとも教育委員会事務局の方で事業を選んだのでしょうか。

○庶務課長 評価テーマの抽出につきましては事前に各所管から施策の柱を選んでいただいて、その評価シートを作成するに当たって事業を選んでいただくという形で、全て教育委員会事務局所管で抽出をし、それを評価委員に確認というか、ご説明させていただいたという状況ですので、評価委員が直接、ではこの施策の中からですとか、この事業からという選択はしていません。

○教育長 その評価会議の「評価委員の委嘱、評価対象の抽出」という表現は、何か評価委員がこの評価対象を抽出したように読めますよね。

○庶務課長 評価委員からもしご意見が出て、「こういった事業、こういう施策を」ということがあれば、また会議の中で検討する予定でございました。

○教育長 評価対象が施策となっているのですが、実際に事業まで選んでいるのであれば、対象はそのように書いた方がいいと思います。

○庶務課長 対象をですか。

○教育長 「施策及び施策を構成する事業のうちから評価となる対象を抽出した」とか。A3の資料の方は事業ですよ。

○庶務課長 事業です。

○教育長 それから、分かりづらいのが2の「実施方法」のところの3行目から4行目のところで、「前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い、当年度の報告書において取組状況を報告する」という部分です。「報告書」というのが何だか突然出てきますよね。これは何の報告書なのですか。

○庶務課長 前年度の評価については教育委員会として、どの程度の進捗状況かを確認報告しており、そのことをここで示しています。報告書は、最終的に点検・評価を行った後に区民に公表するものとして作成している、こういった冊子の報告書です。

○教育長 そうすると平成28年度の報告書は、平成27年度の報告書でまとめた事業についての今後の取組の方向性として読むのですか。

○庶務課長 27年度の報告書で、まとめた今後の取組の方向性について、事後点検というところがありまして、こちらの中での進捗状況を今年度確認するということです。

○教育長 この「前年度」は、具体的に何年度ですか。

○庶務課長 27年度分です。

○教育長 それは、28年度の報告書ですよ。

○庶務課長 そうですね、28年度に出した報告書です。

○教育長 そうですよ、それは27年度実施の事業ですよ。27年度の事業について、今後の取組の方向性というのは示されているのですか。

○指導室長 この文章そのものを「また」の後、平成27年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況を確認し、27年度の報告書においてもその事後点検を掲載しますという意味なのです。

○教育長 前年度とは27年度ですか。

○指導室長 27年度、要するに28年度の事業施策についてだから、逆ですね。28年度を29年度の報告においてです。

○教育長 前年度というのは28年度でしょう。

○指導室長 そうですね。「28年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、事後の点検を行い、29年度の報告書においてもその状況を報告することで」という意味ですね。

○教育長 そうすると29年度の報告書には27年度事業のその後の状況が。

○指導室長 28年事業です。

○教育長 27年度の事業については、28年度に報告書を作成するのでしょうか。

○庶務課長 作成しております。

○教育長 そうですよ、そういう読み方でいいということですよ。

○庶務課長 28年度の報告書は27年度のものをまとめている。

○教育長 そうですよ。それで、その部分について、その後の状況をあわせて報告するのですか。

○指導室長 合わせてです。

○庶務課長 そうです。

○教育長 だから29年度の報告書というのは27年度事業のその後の状況と28年度を今回やるということですね。

○庶務課長 今回の分。

○教育長 どうなのかというところをあわせて載せる。

- 庶務課長 そういうことです。
- 指導室長 二つの報告が入っているということです。
- 教育長 ちょっと分かりやすく書いてくれますか。
- 庶務課長 では年度をきちんと入れて明確にします。
- 教育長 報告書は正式名を書いてください。
- 庶務課長 分かりました。
- 教育長 それから、2ページ目の第3回の評価会議で「教育委員との合同会議」という、ここの評価会議でこの合同会議を設けるというのは要綱上あるのですか。教育委員会がこの評価委員からの意見を聞くのではないのですか。
- 庶務課長 そうです。
- 教育長 そうすると第3回の評価会議ではなくて、教育委員会の中で評価委員から聞くという、主体は教育委員会ではないのですか。
- 庶務課長 教育委員会の中でこの場を持ち、そうですね。
- 小島委員 教育委員とは午後1時に会いますが午前中に第3回の評価会議があるのではないのですか。
- 庶務課長 逆ですね、午前中に教育委員会があつて、午後に評価会議の予定になっています。
- 教育長 それぞれ何をやるのですか。午後に評価会議があるとすれば、午前中の教育委員会はどのようなものですか。
- 庶務課長 教育委員会は臨時会としてやりまして、午後に引き続きではないですね、評価会議として、学識の先生と教育委員とで意見交換をしていただくという形になります。
- 指導室長 教育委員会としてやるのではなくて、評価会議の中に教育委員が出席してということで、教育委員会報告にはならない、案件にはならないようにしているので、評価会議という名称になっています。
- 教育長 「合同会議」というのが会議体としてどう位置付けされるのか分からないのですが、どうですか。
- 指導室長 合同というのはいらないと思います。教育委員への報告なのですよね、本当は。
- 教育長 そうですよね、それなら分かります。要は評価委員がこういうテーマに基づいて「こういう評価をしました」と教育委員へ報告して、そこの場で「いや、この報告を受けたのだけど、どんな議論をされたのですか」といった意見交換をする場になるから、主体は教育委員の側にあると思います。聞く側ですから。「評価してください」と頼んで、それが返ってくるわけでしょう。言うならば審議会で諮問して、諮問の答申が出されたわけですよね。整理した方がいいです。
- 小島委員 評価委員の先生方各人が評価書を出してくれるのですよね。その評価書の内容を教育委員が「これどういう意味なの、何でこういう評価したの」と、実際はこっちが聞く場なのですよね。
- 庶務課長 では、こちらは記載を修正させていただきます。あくまでも教育委員さん主体の評価会議であると。

○小島委員 主体でなくてもいいですから。評価委員の方が出した評価書を教育委員が質問すると、教えてもらうということで。

○教育長 我々が質問されるみたいで逆ですよ。

○庶務課長 逆ですね。失礼いたしました。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

○田谷委員 一つよろしいですか。今日も課題に出ていましたけど、項目の7ですが、ICTを活用した教育の推進の件もなるべく早いタイミングで、この会で乗せていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。「個別計画の施策一覧」というところで、通しナンバーの7番のところですよ。

○庶務課長 今回、点検・評価の対象とはなっておりませんが、これから学校教育推進計画をきちんと充実をさせていく中で、ICTについても推進してまいります。

○田谷委員 よろしくをお願いします。

○教育長 それでは、この案件については以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 平成29年度港区立中学校合同学校説明会について

○教育長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成29年度港区立中学校合同学校説明会について」、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。「平成29年度港区立中学校合同学校説明会について」ご報告いたします。

1の「日時」です。29年7月1日土曜日2時から4時10分まで開催いたしました。

「場所」については赤坂区民センター3階区民ホールで実施しております。

「内容」です。教育長から挨拶のあと区立中学校における港区の教育の取組についてお話をいただき、その後学校選択希望制について、学務課長から説明をいたしました。その後、区立中学校10校の紹介を各学校から実施していただいたものでございます。

「参加者数」は総計、右下でございますが、381名でした。ちなみに表中の「その他」でございませぬけれども、右上の「その他」につきましては1年生から4年生の保護者と児童、これは無回答についても含みます。左下の「その他」ですけれども、これは小学校の名前を選んでいない方、これも無回答を含んだものでございます。

各小学校を見ていきますと、芝浦が96名、港南が47名ということで、やはり大きな小学校から多くご参加をいただいたものでございます。

それから当日、簡単なアンケートをとっておりますので、その結果についてもご報告をさせていただきます。回答率ですけれども、381名中195名で、約51%の回答率でした。説明会の全体の評価でございませぬけれども、「大変満足」と「ほぼ満足」という意見が合わせて75%ぐらいということでした。この結果につきましては昨年度が72%でしたので、やや増加しているという結果にな

っております。特に参考になったことや参考になった資料についてですが、これもやはり昨年と同様の結果が出ております。まず部活動、それから学級数や生徒数、次に卒業生の進路状況、こういったところが高い割合で参考になったという意見がありました。

来年の開催予定ですが、平成30年7月7日土曜日を予定しております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問いかがでしょうか。

せっかく今、アンケートの結果を説明してくれました。記載しておいてもらえればよかったと思います。そうすれば、来年度どうしようかということになります。「そこはちょっと変えた方が良い」とか、「ここはこのままやろう」とかなと思います。

○**学務課長** 分かりました。次回は工夫させていただきます。

○**教育長** よろしいですか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

2 後援名義等の6月使用承認について

3 生涯学習推進課の6月事業実績について

4 生涯学習推進課の6月の各事業別利用状況について

5 図書館・郷土資料館の6月行事实績について

6 図書館の6月分利用実績について

○**教育長** 次に、「後援名義等の6月使用承認について」「生涯学習推進課の6月事業実績について」「生涯学習推進課の6月の各事業別利用状況について」「図書館・郷土資料館の6月行事实績について」「図書館の6月分利用実績について」この5件につきましては配布資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますでしょうか。

確認ですが、資料3の後援名義です。2番目の「ふくしまみなとみらい塾 浜の文化を知ろう」ですが、港区はどのようにこの事業に係るのですか。

○**生涯学習推進課長** 今回は泊まりですけれども、去年は日帰りで同様の事業がございました。バスに乗って福島の漁港に行き、漁師の話や福島の今の現状を知ってくださいというような学習会のような内容でした。

○**教育長** 区民対象なのですね、子どもを含めた。

○**生涯学習推進課長** そうです。親子で参加するといった事業です。

○**指導室長** かつてお台場学園に福島の子どもたちを呼んでという事業があったものを、継続し、バージョンアップして、今度は向こうに行けるようになったのだと、私は認識しているのですけれども。

○**教育長** 分かりました。区民が何らかの形で絡んでいるのであれば、後援というのは問題ないと思います。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほかありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 分かりました。なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を7月25日午後3時から開催の予定です。よろしくお願いします。

お疲れさまでした。

(午前12時07分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 田 谷 克 裕